

■ (1) Google Pay モバイルペイメント特約及び(2)電磁的方法による書面交付に関する同意条項(Google Pay モバイルペイメント)

(1) Google Pay モバイルペイメント特約

第1条(本特約の適用等)

1. 本特約は、「JP BANK VISA カード/マスターカード会員規定」及び同規定に付随し又は関連する特約(以下これらを総称して「会員規定等」といいます。)を承認した株式会社ゆうちょ銀行(以下「当行」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。会員規定等で定める家族会員を含みます。)が、Google Pay モバイルペイメント(以下に定義します。)を利用する場合の特則を定めるものです。なお、当行が会員の Google Pay モバイルペイメントの利用申込みを認めた日を Google Pay モバイルペイメント利用に係る契約成立日とします。
2. Google Pay モバイルペイメントの利用申込み及びその利用については、本特約に加えて会員規定等(「JP BANK カード iD 特約」を除きます。)が適用されるものとします。本特約の条項と会員規定等の条項とが矛盾又は抵触する場合には、本特約の条項が優先的に適用されるものとします。

第2条(用語定義)

本特約において、用語の定義は以下に定めるものとします。なお、本特約における用語は、本特約において別途定義されない限り、会員規定等において定義される意義と同一の意義を有するものとします。

- ・**Google Pay モバイルペイメント**: 会員規定等及び本特約に基づき当行が提供する決済サービス並びにそれに関連する機能・サービス等を、Google Inc.(以下「Google」といいます。)が提供するアプリケーション・機能等を用いて会員が利用できるサービス。会員は、Google 所定のスマートフォン等の機器を通じて、Google 所定及び当行所定の方法で当行のカードを支払手段として利用することができます。
- ・**本件利用可能カード**: 会員が本件利用申込み(以下に定義します。)を行うことができる当行所定のカードの総称又は会員が本特約を承認のうえ、本件利用申込みを実際に行ったカード
- ・**本件対応デバイス**: Google その他の事業者が提供するスマートフォン等の機器のうち、Google Pay モバイルペイメント対応機器であって、会員が本件利用申込みを行い、かつ、Google Pay モバイルペイメントを利用する際に使用するもの
- ・**トークン**: 本件対応デバイスに発行される Google Pay モバイルペイメントに用いられる専用の番号で、本件利用可能カードの会員番号とは異なる会員番号
- ・**本件会員情報**: 本件利用申込み又は Google Pay モバイルペイメントの利用に当たり必要な本人確認情報及びトークン等の情報
- ・**本件利用申込み**: Google Pay モバイルペイメントの利用を希望する会員が行う、Google 及び当行所定の方法による Google Pay モバイルペイメントの利用の申込み

第3条(iDの利用申込みについて)

1. 会員は、本件利用申込みにあたり、株式会社 NTT ドコモが提供する決済ブランド「iD」の利用について当行へ申込みをし、iD 会員になるものとします。ただし、本件対応デバイスのモデルによっては iD に対応しない場合があり、この場合 Google Pay モバイルペイメントをご利用いただけません。この場合、本条を含む本特約の iD に関する規定は適用されません。
2. 前項の申込みに基づく iD の利用は、本件対応デバイスでのみ可能とし、本特約に定める条件に従うものとします。
3. 本条第 1 項の申込みに基づく iD の利用は、Google Pay モバイルペイメントの利用の終了(原因の如何を問いません。)と同時に、当然に解約されるものとします。

第4条(Google Pay モバイルペイメント利用者)

本件利用可能カードを保有する会員のうち、本特約を承認のうえ、当行に対し Google 及び当行所定の方法により本件利用申込みを行い、当行が適当と認めた方を Google Pay モバイルペイメント利用者としてします。なお、当行は本件利用可能カードにつき事前の予告なく追加・変更することができるものとします。

第5条(家族会員)

家族会員は、会員規定等に基づき家族カード利用の責任を負う本会員(以下「本会員」といいます。)のカードに付帯するサービスの範囲内で、本件利用申込み及び Google Pay モバイルペイメントの利用ができるものとします。ただし、本件利用申込みにあたって、家族会員は、事前に本会員に通知し、その承諾を得るものとします。なお、家族会員である Google Pay モバイルペイメント利用者を「Google Pay モバイルペイメント利用者(家族会員)」といいます。

第6条(Google Pay モバイルペイメントの利用申込み)

1. 会員は、Google Pay モバイルペイメントの利用を希望する場合には、当該会員自らが、会員規定等及び本特約の各条項を認識し了承のうえ、本件利用申込みを行うものとします。
2. 当行は、本件利用申込みを行った会員のうち、当行が Google 及び当行所定の方法により適当と認めた会員を Google Pay モバイルペイメント利用者として認め、本件対応デバイスにトークンを発行し、Google Pay モバイルペイメントの利用を可能とします。
3. 会員は、本件利用申込みに先立ち、自己の責任及び費用負担において、自己が管理する本件対応デバイスの準備、携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保並びにその他本件利用申込み及び Google Pay モバイルペイメントの利用に必要な準備を行うものとします。
4. 会員は、本件利用申込み又は Google Pay モバイルペイメント利用にあたり、取引が不成立の場合は、当行へ不成立の旨の連絡を行うものとします。

第7条(利用可能な加盟店)

Google Pay モバイルペイメントは、iD 加盟店で利用できるものとします。ただし、iD 加盟店であって

も、Google Pay モバイルペイメントの利用に対応しておらず、Google Pay モバイルペイメントをご利用いただけない場合があります。

第8条(利用枠及び利用代金の支払い)

1. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件利用可能カードの利用枠の範囲内で Google Pay モバイルペイメントを利用できるものとします。
2. 当行は、Google Pay モバイルペイメント利用者が前項に定める利用枠を超えて Google Pay モバイルペイメントを利用した場合若しくはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を購入する場合等、利用状況が不相当又は不審であると合理的に認められる場合、又は延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情その他当行の裁量によって、Google Pay モバイルペイメントの利用を一時的にお断りすることがあります。
3. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本特約に基づく Google Pay モバイルペイメントの利用に関する一切の債務を、会員規定等に従い、本件利用可能カードの利用代金として、本件利用可能カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。
4. Google Pay モバイルペイメントの利用に係る支払期日及び支払金額等は、原則として 1 回払いに関する会員規定等を準用します。ただし、本件利用可能カードの支払区分が「あとからリボ」の場合は会員規定等の定めに基づき支払い、「安心オプション」及び「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規定等の定めに基づき支払うものとします。
5. Google Pay モバイルペイメント利用者が本条に定める利用枠を超えて Google Pay モバイルペイメントを利用した場合も、Google Pay モバイルペイメント利用者は、当然にその支払いの責を負うものとします。

第9条(Google Pay モバイルペイメントの有効期限等)

1. Google Pay モバイルペイメントの有効期限は、当行所定の方法(当行ホームページへの掲載等)によって公表する日までとします。
2. Google Pay モバイルペイメント利用者は、前項の有効期限経過後において Google Pay モバイルペイメントの利用を希望する場合、再度本件利用申込みを行い当行の承諾を得ることを要するものとします。ただし、当行が当行所定の方法により、上記手続を経ず Google Pay モバイルペイメントの有効期限を自動で更新する場合があります。
3. Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay モバイルペイメントの有効期限内であっても、Google 及び当行所定の方法により Google Pay モバイルペイメントの一時停止又は解約をすることができます。
4. Google Pay モバイルペイメントの有効期限内であっても、本件利用可能カードの解約又は会員資格の喪失をした場合、Google Pay モバイルペイメントは解約されます。
5. Google Pay モバイルペイメントの有効期限内であっても、以下各号に該当する場合には、Google Pay モバイルペイメントは解約されることがあります。
 - ① 本件利用可能カードの紛失、本件利用可能カードに係るカード情報等の漏えい、本件対応デバイスの紛失等により不正利用のおそれが生じた場合

- ② 本件利用可能カードの再発行及び他の本件利用可能カードへの切替等によりカードの会員番号等が変更される場合
- ③ Google 所定の事由又は本件対応デバイスの故障等により、本件対応デバイス内の本件会員情報が削除された場合

第10条(Google Pay モバイルペイメントの一時停止・解約等)

1. 当行は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対する事前の通知なく、Google Pay モバイルペイメントの一時停止又は解約をすることができるものとします。
 - ① Google Pay モバイルペイメント利用者が本特約若しくは会員規定等に違反し又は違反するおそれがあると当行が判断した場合
 - ② Google Pay モバイルペイメントの利用状況又は本件利用可能カードの利用状況が不相当若しくは不審であると当行が判断した場合
 - ③ 本件会員情報、本件対応デバイス又は本件利用可能カードが第三者によって拾得される等、当行が認識した事由に起因して Google Pay モバイルペイメントの不正利用の可能性があるかと当行が判断した場合
2. 当行は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対する事前の通知なく、Google Pay モバイルペイメントの一部若しくは全部を一時的に停止し、又は Google Pay モバイルペイメントを終了できるものとします。
 - ① 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、本件対応デバイス等の異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、Google Pay モバイルペイメントの一部又は全部の利用が困難であると Google 又は当行が判断した場合
 - ② その他、コンピュータシステムの保守等、Google 又は当行がやむを得ない事情で Google Pay モバイルペイメントの一部若しくは全部の一時停止又は終了が必要であると判断した場合
3. 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令等に基づく場合その他の合理的に必要と認められる場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対して、当行が指定する書面の提出及び申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域においては Google Pay モバイルペイメントの利用を制限することができるものとします。
4. 本条第1項から第3項までに定める事由又はこれらに類似する事由による Google Pay モバイルペイメントの一部又は全部の一時停止・解約・終了・利用制限等により Google Pay モバイルペイメント利用者に生じた損害につき、当行は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第11条(家族会員による Google Pay モバイルペイメントの利用)

1. Google Pay モバイルペイメント利用者(家族会員)が Google Pay モバイルペイメントを利用する場合、本会員が、家族カードの利用に関する会員規定等の各規定に基づき、利用代金の支払責任その他利用に生じるすべての責任を負うものとします。
2. Google Pay モバイルペイメント利用者(家族会員)は、Google Pay モバイルペイメントの利用が、本

会員の意思に反すると認められる場合、ただちに Google Pay モバイルペイメントを解約しなくてはならず、また当行の判断により Google Pay モバイルペイメントを解約することができるものとします。ただし、当行に解約をすべき義務はないものとします。

3. Google Pay モバイルペイメント利用者(家族会員)は、当行が、Google Pay モバイルペイメントの利用内容・利用状況等を本会員に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
4. Google Pay モバイルペイメント利用者(家族会員)は、本会員が Google 又は当行所定の方法により任意で家族会員による Google Pay モバイルペイメントの一時停止又は解約をすることができることをあらかじめ承諾するものとします。

第12条(善管注意義務、禁止事項等)

1. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件対応デバイスを善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理するものとし、本人以外の第三者に Google Pay モバイルペイメントの利用をさせ又は利用のために占有を移転させてはなりません。
2. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件対応デバイスにつき、その修理等による第三者への一時的な預入、第三者への占有の移転、譲渡、貸与若しくは担保提供等又は廃棄等の一切の処分を行う場合には、事前に Google Pay モバイルペイメントを解約するものとします。
3. Google Pay モバイルペイメント利用者は、理由の如何を問わず Google Pay モバイルペイメントを解約し又は当行により解約された場合、Google 及び当行所定の方法により、本件対応デバイスに保存されている本件会員情報が削除されていることを確認するものとします。
4. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件対応デバイスに保存されている本件会員情報を一切偽造・変造・複製・解析等をしてはならないものとします。
5. Google Pay モバイルペイメント利用者が前4項に違反したことに起因又は関連して Google Pay モバイルペイメントが不正に利用された場合、Google Pay モバイルペイメント利用者(Google Pay モバイルペイメントを解約済みか否かを問いません。)は、Google Pay モバイルペイメントの利用代金及び当行に生じた損害についてすべて支払いの責を負うものとします。
6. Google Pay モバイルペイメント利用者は、以下各号のいずれかに該当する場合に生じるすべての責任を負うものとします。なお、この責任には Google Pay モバイルペイメントによる利用代金の支払責任を含みます。
 - ① 本件対応デバイスの紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難等」といいます。)により第三者に Google Pay モバイルペイメントを不正利用された場合
 - ② 本件会員情報の紛失・盗難等により第三者に Google Pay モバイルペイメント又は本件会員情報を不正利用された場合
 - ③ その他前2号に準じる事由で、第三者に Google Pay モバイルペイメント又は本件会員情報を不正利用された場合
7. 前項の各号のいずれかに該当する場合又は本件対応デバイス若しくは本件会員情報の紛失・盗難等が生じた場合、Google Pay モバイルペイメント利用者は、速やかに自身で Google 及び当行所定の方法により Google Pay モバイルペイメントを一時停止又は解約し、本件対応デバイス又は本件会員情報の紛失・盗難等が生じた旨を、速やかに当行所定の方法で当行に通知し、かつ、最寄警察署に届け出るものとします。この場合、当行へはその旨を文書で届け出いただく場合があります。

す。

第13条(免責)

1. Google Pay モバイルペイメント利用者は、以下各号に定める場合若しくはその他合理的な理由により Google Pay モバイルペイメントの一部又は全部を利用できない場合であっても、当行はその責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。
 - ① 本件対応デバイス等の仕様・品質に起因する場合、Google が Google Pay モバイルペイメントに関連して提供する技術・サービス・製品等に関する障害や技術・サービス内容の変更・終了等による場合
 - ② 本件対応デバイスのモデルが変更される等、Google を含む本件対応デバイスの提供事業者による本件対応デバイスの仕様変更がなされた場合
 - ③ Google Pay モバイルペイメント利用者が第 6 条に定める本件利用申込みに必要な手続を完了しなかった場合
 - ④ 本特約に定める、Google Pay モバイルペイメントの一時停止・解約・終了・利用制限等の場合
 - ⑤ iD に対応した加盟店の端末機又はシステムの故障等及び本件対応デバイスと端末機との通信状態の不具合等の場合
 - ⑥ 本件対応デバイス自体又は本件対応デバイス上のシステムの故障等の場合
 - ⑦ その他、会員規定等及び本特約に定める場合
2. Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay モバイルペイメント利用者が本件利用申込み又は利用したことにより、本件対応デバイスの各種機能又は本件対応デバイス内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、Google Pay モバイルペイメント利用者又は第三者に損害が発生した場合、当行はその責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。

第14条(会員保障制度)

1. 第 12 条第 6 項の規定にかかわらず、当行は、Google Pay モバイルペイメント利用者が紛失・盗難等により第三者に Google Pay モバイルペイメント又は本件会員情報を不正利用された場合であつて、同条第 7 項の規定に従い警察及び当行への届出がなされたときで本条第 4 項の手続が遅滞なく履行されたときは、これによって Google Pay モバイルペイメント利用者が被る Google Pay モバイルペイメント又は本件会員情報の不正利用による損害をてん補します。
2. 前項による保障期間は契約成立日から1年間とし、毎年自動的に継続されるものとします。
3. 前2項の規定にかかわらず、次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
 - ① Google Pay モバイルペイメント利用者の故意又は重大な過失に起因する損害
 - ② 損害の発生が保障期間外の場合
 - ③ Google Pay モバイルペイメント利用者が次項の義務を怠った場合
 - ④ 紛失・盗難等又は被害状況の届けが虚偽であった場合
 - ⑤ 暗証番号の入力、指紋認証その他、本件対応デバイスにおける本人認証の仕組みを利用した取引についての損害

- ⑥ 前条第2項の紛失・盗難等の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
 - ⑦ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害
 - ⑧ その他会員規定等又は本特約に違反する利用等に起因する損害
4. Google Pay モバイルペイメント利用者は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行が損害のてん補に必要と認める書類を当行所定の方法により当行に提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

第15条(非保証)

当行は、Google Pay モバイルペイメントに関連するか否かに関わりなく、Google 及び本件対応デバイスの提供事業者が提供又は配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。

第16条(Google Pay モバイルペイメントの終了及び停止)

Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google 又は当行が以下各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく Google Pay モバイルペイメントを終了又は一時停止する場合があります。これをあらかじめ承諾するものとします。なお、この場合、当行はその責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。

- ① 本件対応デバイス又はこれにインストール・保存されたデータ等に不具合等があった場合
- ② 当行又は Google の業務の遂行上重大な支障がある場合
- ③ その他当行又は Google が、Google Pay モバイルペイメントの終了又は停止が必要と判断した場合

第17条(本特約の変更、承諾)

本特約の変更については、当行から Google Pay モバイルペイメント利用者に変更内容を通知、新たな特約を送付、又は、本件対応デバイス上若しくは当行ホームページ上で新特約若しくは変更事項を閲覧可能な状態に供したときは、その後に当該 Google Pay モバイルペイメント利用者が Google Pay モバイルペイメントを利用した場合、変更事項・新特約を承認したとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。

※「Google Pay」は、Google LLC の商標です。

※「iD」は、株式会社 NTT ドコモの商標です。

(2020年3月24日時点)

「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約

<「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約(以下「本同意条項特約」といいます。)は Google Pay モバイルペイメント特約の一部を構成します。>

第1条(個人情報の収集・保有・利用等)

1. Google Pay モバイルペイメント利用者又は Google Pay モバイルペイメント利用予定者(以下総称して「Google Pay モバイルペイメント利用者等」といいます。)は、Google Pay モバイルペイメント特約に係る取引(Google Pay モバイルペイメント利用申込みを含みます。以下同じとします。)を含む当行との取引の与信判断及び与信後の管理並びに付帯サービスの提供のため、下記①から⑥までの情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)について、当行が保護措置を講じたうえで、収集(Google Asia Pacific Pte. Ltd.(以下「Google」といいます。))が当行に下記①から③までの情報を提供し、当行が当該情報の提供を受けることを含みます。・保有・利用することにつき、あらかじめ同意するものとします。
 - ① Google Pay 及び Google Pay モバイルペイメントアカウントの利用状況(個別の利用明細については収集しません。)
 - ② 本件対応デバイスに関する情報(電話番号、名前、モデル等を含みます。)
 - ③ 本件利用申込み時の位置情報
 - ④ 本件利用申込み状況及び登録情報
 - ⑤ Google Pay モバイルペイメントの利用状況
 - ⑥ 上記①から⑤までに準じる情報
2. Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当行が下記の目的のために個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。
 - ① 当行のクレジットカード関連事業(キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含みます。以下同じとします。)における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - ② 当行のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発
 - ③ 当行のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
 - ④ 当行が認める加盟店及びクレジットカード利用可能加盟店等その他当行の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信※なお、上記の当行の具体的な事業内容については、当行所定の方法(当行ホームページへの常時掲載)によってお知らせします。
3. Google Pay モバイルペイメント利用者等は、個人情報につき当行所定の匿名化措置を講じたうえで当行が Google と共有し、当社が Google Pay モバイルペイメントの提供に必要な行為及び Google Pay モバイルペイメント並びに同社の製品・技術の改善等に利用することについてあらかじめ同意するものとします。

第2条(個人情報の預託)

Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当行が当行の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含みますがこれらに限られません。)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。)する場合に、当行が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項特約に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。なお、当行の事務において、Google Pay モバイルペイメントに関する Google

Pay モバイルペイメント利用者等への通知にショートメッセージサービス(SMS)を利用する場合は、Google Pay モバイルペイメント利用者等の携帯電話番号を携帯電話通信事業者に預託するものとします。

第3条(利用の中止の申出)

Google Pay モバイルペイメント利用者は、第1条第2項の同意の範囲内で当行が当該情報を利用している場合であっても、Google Pay モバイルペイメント利用申込み後に当行に対しその中止を申出ることができます。ただし、カード又はご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第8条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当行がGoogle Pay モバイルペイメント利用申込みをお断りすることや解約の手続をとることはありません。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当行に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、Google Pay モバイルペイメント利用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。当行に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当行所定の方法(当行ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。

第5条(Google Pay モバイルペイメント利用申込みが認められない場合)

Google Pay モバイルペイメント利用者等につき、Google Pay モバイルペイメント利用申込みが当行により認められない場合であっても、Google Pay モバイルペイメント利用者等がGoogle Pay モバイルペイメント利用申込みをした事実は、第1条第1項に定める目的に基づき、当該申込みが認められない理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第6条(Google Pay モバイルペイメント解約後等の場合)

Google Pay モバイルペイメントの解約・終了等の後であっても、第1条第1項に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当行が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第7条(特約等に不同意の場合)

当行は、Google Pay モバイルペイメント利用者等が本件利用申込みに必要な当行所定の手続をとらない場合及びGoogle Pay モバイルペイメント特約の内容の全部又は一部を承認できない場合、本件利用申込みをお断りすることや解約の手続をとることがあります。

第8条(個人情報に関するお問い合わせ)

1. 第3条に定める中止のお申出は、下記の当行担当窓口までお願いします。
<JP BANK カードデスク>

電話番号 0120-933-000

※携帯電話・PHS 等からのお問い合わせは

東京 03-6627-4045 大阪 06-6445-3206

2. 個人情報の開示・訂正・削除等の Google Pay モバイルペイメント利用者等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当行担当窓口までお願いします。

<ゆうちょ銀行 本社 個人情報開示担当窓口>

〒100-8793 東京都千代田区大手町 2-3-1 大手町プレイス ウエストタワー

※手続の詳細については、当行ホームページをご確認ください。

第9条(本同意条項特約の位置付け及び変更)

1. 本同意条項特約は Google Pay モバイルペイメント特約の一部を構成します。なお、会員規定等に同種の同意条項が記載されている場合には、これに別途同意していることを前提とします。
2. 本同意条項特約は当行所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

※「Google Pay」は、Google LLC の商標です。

(2020年3月24日時点)

(2) 電磁的方法による書面交付に関する同意条項(Google Pay モバイルペイメント)

第1条(書面交付の方法)

Google Pay モバイルペイメントを利用する又は利用を希望する会員(以下「Google Pay モバイルペイメント利用者等」といいます。)は、当行が割賦販売法に基づき交付を義務付けられる法定書面(同法30条第1項、第2項(その後法令改正により所定条項が変更された場合には変更後の条項とします。以下同じとします。)参照)について、当行の選択により、紙媒体又は電磁的方法のいずれかにより交付できるものとすることに同意します。

第2条(電磁的方法による書面交付の対象となる書面)

電磁的方法による書面交付の対象となる書面は、割賦販売法第30条第1項、第2項に基づく当行が指定するバージョンの法定書面とします。

第3条(電磁的方法による書面交付の方法及び内容)

1. 電磁的方法による書面交付の方法は、当行のサーバー上の当行 WEB ページ(https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/card/credit/kj_crd_cdt_vkiteishu.html)画面にて、Google Pay モバイルペイメント利用者等の閲覧に供する方法とします。ファイル形式は、PDF ファイルとします。
2. Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当行サーバーから、PDF ファイルをダウンロードし、

Google Pay モバイルペイメント利用者等の PC その他の端末に保存下さい。

3. Google Pay モバイルペイメント利用者等は、PDF ファイルを閲覧可能なソフト又はアプリ (Adobe Acrobat 等) を使用して PDF ファイルを閲覧するものとします。端末へのインストールが未了な場合は、インストールが必要となります。

第4条(電磁的方法による書面交付の方法の変更)

当行は、電磁的方法による交付を承諾された Google Pay モバイルペイメント利用者等の利用に際し支障をきたすおそれが著しく低いと判断した場合、あらかじめ当行ウェブサイト上に掲載又は電子メール等で通知して変更内容を明らかにすることにより、Google Pay モバイルペイメント利用者等の同意を得ることなく、「電磁的方法による交付の方法」を変更することができるものとします。

第5条(通信費用等)

Google Pay モバイルペイメント利用者等と通信サービス業者等との間の契約に基づく通信費用等については、Google Pay モバイルペイメント利用者等の負担となります。

(2020 年 3 月 24 日時点)